

※ このご案内は、令和3年9月7日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を宮城県から発行されている事業者の方を対象に送付しております。

宮城県内（仙台市を除く）において飲食店を経営する事業者の皆様へ

現在、宮城県を対象に発令されている緊急事態宣言が、9月13日からまん延防止等重点措置へと移行されることとなりました。皆様のご協力により、県内における新規感染者数は減少傾向にあります。医療体制の逼迫具合や全国各地の深刻な状況を踏まえて、ここで気を緩めず、感染対策にしっかりと取り組んでいくことが重要となっております。

このため、9月13日（月）から9月30日（木）営業分まで、**宮城県内（仙台市を除く）において飲食店を経営する全事業者の皆様**を対象として、**午前5時から午後8時までの営業時間の短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）**の要請を行うことといたしました。

今回の9月13日午後8時から10月1日午前5時までの営業時間短縮要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に全面的にご協力いただいた方には、協力金を支給いたします。過去の営業時間短縮要請にご協力をいただけなかった事業者につきましても、今回の要請にご協力いただければ、今回の支給の対象となります。

なお、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

関係の皆様におかれましては、これまでもご協力をいただいているところ、重ねてのお願いとなります。宮城県では、引き続き、新型コロナウイルス感染症収束に向けて県民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年9月10日

宮城県知事 村井 嘉浩

〈お問い合わせ先〉

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047
(受付時間 平日9:00~17:00)

協力金に関すること

飲食店の協力金につきましては、後日店舗の所在する市町村に対して、申請手続きをしていただくこととなります。準備ができ次第、市町村のホームページ等で公表いたしますので、今しばらくお待ち下さい。

なお、協力金の制度の詳細につきましては、県のホームページでもご確認いただけます。

詳しくは、[Q 宮城県 協力金 第12期](#) で検索をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮等の協力要請（第12期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、宮城県内（仙台市を除く）の全飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮等の協力要請を行います。

1. 営業時間短縮の協力要請（第12期）について

1	対象期間	令和3年9月13日(月)から 令和3年9月30日(木)営業分まで
2	対象区域	宮城県内全域（仙台市を除く）
3	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウト等を除く。） ※遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は要請対象。 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用者が相当程度見込まれる施設は要請対象外（ただし、カラオケ設備の使用自粛をお願いします。）
4	要請内容	・午前 5 時から午後 8 時までの営業時間短縮要請 ・酒類の提供は午前 11 時から午後 7 時まで （利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）
5	認証店の取扱い	「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店は、「4要請内容」の営業時間短縮要請及び酒類提供の制限に関わらず、営業を可能とします。 ※ただし、要請に応じて午前5時から午後8時までの営業時間短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）を行った場合は、協力金を受け取ることが可能となります。

- 時短要請相談窓口：022-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第12期）について

上記要請に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金申請に関する詳細は後日お知らせいたします。

※従前より午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店は、**協力金の対象外となるため、酒類の提供のみ短縮しても、協力金は支給されません。**

支給額 ※支給額算定に用いる売上高は、消費税・地方消費税を除いた金額となります。

① 中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,333円以下・・・2.5万円/日×18日 ⇒ 45万円
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,334円～250,000円・・・(1日当たり売上高の3割) ×18日
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が250,001円以上・・・7.5万円/日×18日 ⇒ 135万円
- ※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

② 大企業

- ・(前年度又は前々年度と今年度の1日当たり売上高の減少額) ×4割×18日 (上限360万円)
- ※但し、前年度又は前々年度の1日当たりの売上高の3割又は20万円のいずれか低い方が1日当たりの協力金の上限となります。

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度

認証制度に関することについては、コールセンターまでお問い合わせください。
TEL 0570-035-080 (平日10:00～18:00)



宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。
ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。

宮城県ホームページ で検索

※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課

電話：022-211-2643 (ホームページをご覧になれない方も、こちらにお問い合わせください)

